

雇用創造支援事業
(外国人留学生等向け合同企業説明会等)
運営等業務実施運営事業者募集要項

令和8年2月
尼 崎 市

1 趣旨及び目的

尼崎市では、令和7年4月1日現在における在留外国人人口が14,511人で、前年から約10%、2年前からは約20%の増加傾向にあります。このようななか、国内の働き手不足を背景とした入管法等改正による「育成就労制度」が令和9年度から開始されるなど、今後も、適法な在留資格を得て日本に居住する外国籍住民とその家族が増加することを踏まえ、令和7年度からの3年間で重点的に取り組むべき施策を掲げた「多文化共生施策アクションプラン」（以下「プラン」という。）を策定しました。プランの3本の柱のひとつに「はたらきやすい環境の整備」を掲げ、新たな就労制度への対応や、労働力の確保に向けた市内企業等への支援を強化しているところです。

「雇用創造支援事業（外国人留学生等向け合同企業説明会等）」は、その取組のひとつとして、市内企業の労働力不足解消及び日本で就職を希望する外国人留学生等の就職率の向上を目指すものです。

応募される事業者は、本事業の趣旨及び業務内容等を十分に踏まえた上で企画提案をしてください。

2 業務の概要

- (1) 業務名
雇用創造支援事業（外国人留学生等向け合同企業説明会等）運営等業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務内容
別添「雇用創造支援事業（外国人留学生等向け合同企業説明会等）運営等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 提案上限額
5,443,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。（提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けません。）
なお、本業務は令和8年度予算に計上されますので、契約の締結は当該予算が成立することが前提です。これについて、プロポーザル応募者において損害が生じた場合、尼崎市ではその損害について負担しませんので、予めご承知お願いします。
- (5) 選定事業者
1者

3 応募資格

委託業務の実施に必要な能力を有し、かつ以下の要件をすべて満たす者。

- (1) 民間企業（法人に限る）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人またはその他の法人
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）、または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 尼崎市が発注する契約に係る入札参加停止の措置を受けていない団体であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きを行っている団体ではないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (8) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）ではないこと。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- (10) 公租公課を滞納していない団体であること。

- (11) 人材紹介業（有料職業紹介事業）の許可を受けている団体であること。また、委託業務の実施にあたり、各業務の内容に応じ法令等の規定により官公署の免許、許可または認可を要する場合には、当該免許、許可、認可を受けている団体であること。
- (12) 50人以上動員した対面方式による合同企業説明会等を実施した実績があること。
- (13) 外国人を対象とした合同企業説明会等の就職支援を実施した実績があること。

4 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項に違反する事実又は行為があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) 団体活動にかかる重大な法令違反等、その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

5 スケジュール

項 目	日 程
公募期間	令和8年2月10日（火）～2月27日（金）
応募申込書、企画提案書等の提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時まで
質疑の受付期間	令和8年2月10日（火）～2月20日（金）
質疑の回答	随時、尼崎市ホームページにて公表します。
1次審査（書類審査）	令和8年3月4日（水）予定 ※審査通過者へのみ2次審査の案内を行います。
2次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年3月16日（月）～3月18日（水）のうちの1日（予定）
選定結果通知	2次審査実施から1週間以内に書面で通知します。

6 質疑の受付及び回答

本要項及び仕様書内容に関して質問がある場合は、質問票（様式6）に質問事項を記入の上、件名は「雇用創造支援事業（外国人留学生等向け合同企業説明会等）プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力した上で電子メールにより提出すること（来庁、電話、FAXによる質問は受け付けません）。また、電話にて電子メールの到着確認を行うこと。

- (1) 質問の受付期限
令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法及び提出先
電子メール（来庁、電話、FAXでの質疑は受け付けない。）
電子メール：ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp
- (3) 回答方法
回答については、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本プロポーザルの案内と同一ページ内）にて公表します。
- (4) 注意事項
審査基準に関する質問には一切お答えできません。

7 応募の手続き

- (1) 提出書類

名 称	様式番号
応募申込書	様式1
企画提案書	様式2

見積書（内訳が分かる別紙を添付すること）	様式 3
事業実施体制（組織表）	自由様式
年間スケジュール案	自由様式
広報・宣伝スケジュール案	自由様式
企画・提案募集に関する過去の事業実績	自由様式
応募資格誓約書	様式 4
P（プライバシー）マーク、ISMS 認証等の写し ※有効期限にご注意ください。 ※上記を取得していない場合は、様式 5「個人情報及びデータ取扱等に係る誓約書（事前確認分）」を提出してください。	P マーク、ISMS 認証等の写し 又は様式 5
定款または寄付行為の写し （提出日において 3 ヶ月以内に原本証明したもの）	—
法人登記簿謄本 （提出日において 3 ヶ月以内に法務局が発行したもの）	—
納税証明書（国税） （提出日において 3 ヶ月以内に税務署長が発行した「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（法人用）」（納税証明書「その 3」））	—
納税証明書（尼崎市税） （提出日において 3 ヶ月以内に尼崎市長が発行した「法人市民税・事業所税及び市税に未納の税額がないことの納税証明書」） ※ただし、「尼崎市内に本社・本店を有している者（市内業者）」及び「尼崎市外に本社・本店を有している者で、尼崎市内に支店・営業所・出張所・工場等を有し、現に人員を配置して事業活動を行っている者（準市内業者）」以外の者は、提出不要です。	—
会社概要	パンフレット等で代用可能
有料職業紹介許可証の写し	—

(2) 提出期限及び提出方法

令和 8 年 2 月 27 日（金）の午後 5 時までに、必ず事前にご予約いただいた上で、経済環境局経済部しごと支援課まで、直接持参してください。（郵送、E メール、FAX による受付は行いません。）

(3) 提出先

尼崎市竹谷町 2 丁目 1 8 3 番地 出屋敷リベル 3 階
尼崎市 経済環境局 経済部 しごと支援課

(4) 提出部数

7 部（原本 1 部、副本 6 部）
なお、様式は A 4 版縦、横書き、カラー印刷、片面刷り、左とじとしてください。

(5) 応募の辞退について

応募書類を提出後、応募団体の諸般の事情で辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出してください。（様式自由）

(6) その他

提出された書類等に変更等が生じた場合には、受付期間内にしごと支援課まで提出してください。受付期間を過ぎての訂正や追加資料の提出は認めません。
ただし、疑義等があり、尼崎市が補足資料等の提出を求めた場合はこの限りではありません。

8 企画提案書等の書類の取扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等の書類は、一切返却しません。
- (2) 事業者からの企画提案書等の書類は、個人情報を除き、尼崎市情報公開条例（平成 16 年条

例第 47 号) に基づく情報公開請求の対象となります。

- (3) 企画提案書等の作成に伴い、要した費用については、全て事業者の負担とします。

9 選定方法及び審査基準

- (1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とします。

- (2) 1 次審査

尼崎市の職員で組織する選定会議（以下、「選定会議」という。）において、提出書類の書類審査を行います。

ア 提出書類の不備や仕様書にもとづいた提案内容となっているか等について審査します。

審査の結果、応募者資格を満たさないと判断した場合には失格とします。

イ 実施予定日

令和 8 年 3 月 4 日（水）

ウ 結果通知

応募者全員に電子メールで通知します。

- (3) 2 次審査（プレゼンテーション審査）

時間・開催場所等の詳細は、上記の 1 次審査結果の通知とともに、電子メールで通知します。

- (4) 選定基準

選定会議において、仕様書に掲げる「第 4 委託業務の内容」の項目ごとに提案内容を評価し、次の審査基準により採点を行います。

ア 提案及びプレゼンテーションの独自性・独創性・実現性・妥当性

イ 事業者の信頼性・履行の確実性

ウ 事業者の専門性

エ 業務執行体制の安定性・円滑性

オ 尼崎市内の雇用情勢及び尼崎市が実施する業務内容の現状把握・理解度

カ 事業を実施するスケジュールの妥当性

キ コストの妥当性

ク 同種事業での運営実績

なお、市内経済活性化の観点から、尼崎市に本社や支店をおく事業者の提案には、評価基準において一定の加点を行います。

- (5) 契約候補者の選定

審査の結果、一定の基準（6 割を目安に選定会議で決定）を上回った提案者のうち、評価点の合計が最も高い応募者を契約候補者として選定します。

ただし、最高得点の候補者が複数あった場合には、選定会議において協議を行い、選定します。

応募者が 1 者の場合でも、選定会議を行うものとし、審査の結果、企画提案の内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定します。

- (6) 審査結果

文書で全応募者に対して審査結果を通知します。

10 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は尼崎市と委託業務について、業務内容、履行方法など契約に必要な事項を協議した後、尼崎市が作成した契約書によって契約を締結します。

- (2) 上記契約候補者に次に掲げる事態が生じたときは、選定順位の高かった事業者（但し、基準点を満たしていない事業者を除く。）の順に協議を行い、契約候補者を決定します。

ア 契約の締結を辞退したとき

イ 契約締結時までに本要項 3 の要件を欠き、或いは本要項 4 に掲げる要件に該当していることが判明したとき

ウ 契約に向けての必要な協議が不調に終わったとき

エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき

- (3) 契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこと。
- (4) 契約にあたっては、契約用の仕様書に基づいて改めて見積書の提出を依頼します。契約候補者は提案書に記載している見積金額以内で、再度、見積書を提出しなすこと。

11 支払条件

すべての業務完了後、適法な請求書を受理してから 30 日以内に一括支払い。

12 契約保証金

契約金額が 300 万円(消費税込)以上の場合は、契約保証金(契約金額の 5 / 100 以上)が必要となります。この場合は、指定の納付書で契約締結日までに契約保証金を納付してください。

13 問い合わせ先

尼崎市経済環境局経済部しごと支援課

〒660-0876

尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル3階

電話：06-6430-7635

FAX：06-6430-7638

電子メール：ama-shigotoshienka@city.amagasaki.hyogo.jp

担当：大谷・田中

以 上